

建設経済常任委員会の所管事務調査について（案）

令和4年1月24日

1 調査事項

地域経済振興施策について

2 目的

地域経済循環や中小企業支援に資する取組等について調査し、本市の地域経済振興施策の向上について研究し、また必要に応じ提言をすること

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じて他自治体への調査や参考人招致等を行い、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ

令和4年1月19日	・ 所管事務調査実施の決定
令和4年1月24日 (第1回)	・ 所管事務調査正副委員長案の協議
令和4年2月22日 (第2回)	・ 市内の経済状況等について（未定）【産業政策課】 ・ 他自治体への調査や参考人招致等の協議
令和4年3月下旬 (第3回)	・ 他自治体への調査を行った場合、結果の報告
令和4年4月上旬または中旬 (第4回)	・ 委員会の協議により必要に応じて、参考人招致等
令和4年4月下旬または5月上旬 (第5回)	・ 意見のとりまとめ（課題、提案等の協議）
令和4年5月中旬 (第6回)	・ 所管事務調査報告書案の協議
令和4年5月臨時会	・ 建設経済常任委員長報告

6 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第70条 (所管事務の調査)

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(2) 小田原市議会基本条例 第11条 (専門的知見の活用)

議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

(3) 小田原市議会委員会条例 第28条 (参考人)

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。